

豊橋市立くすのき特別支援学校管理規則をここに公布する。

平成26年11月27日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第9号

豊橋市立くすのき特別支援学校管理規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 教育活動（第2条—第7条）

第3章 教科書以外の教材の取扱い（第8条—第10条）

第4章 職員の組織及び服務（第11条—第32条）

第5章 施設等の管理（第33条—第37条）

第6章 補則（第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、豊橋市立くすのき特別支援学校（以下「学校」という。）の管理及び運営の基本的事項について定め、もって学校の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

第2章 教育活動

（教育課程の編成）

第2条 教育課程は、特別支援学校学習指導要領及びこれに基づき教育委員会が定める基準により、校長が編成するものとする。

（教育課程等の届出）

第3条 校長は、前条の教育課程及び指導の重点目標を定めて教育委員会に届け出なければならない。

（学校行事）

第4条 校長は、教育活動の一環として実施する修学旅行、遠足、水泳、登山及び対

外競技その他の学校行事の企画及び実施については、教育委員会の定める基準によらなければならない。

2 校長は、前項に規定する学校行事のうち、修学旅行、県外で行われるもの及び宿泊を要するものを実施しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(非常変災等による臨時休業の報告)

第5条 校長は、非常変災その他急迫の事情によって臨時に授業を行わなかった場合は、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(休業日の変更の届出)

第6条 校長は、学校の休業日を変更する場合(授業日及び休業日を相互に振り替える場合を含む。)は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(事故等の報告)

第7条 校長は、児童生徒について、次に掲げる事実が生じたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(1) 事故による死亡その他重大な事故が生じたとき。

(2) 退学処分その他重大な処分を行ったとき。

第3章 教科書以外の教材の取扱い

(教材の取扱い)

第8条 校長は、教材及び教具の選定に当たっては、その教育上の効果及び保護者の経済的負担について十分配慮しなければならない。

(教材の承認)

第9条 校長は、学校において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、又は文部科学大臣が著作権を有する教科用図書のない場合に他の教科用図書を使用するときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(教材の届出)

第10条 校長は、学校において、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として次に掲げるものを使用させる場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(1) 教科書と併用して計画的かつ継続的に使用する副読本、問題集その他の参考書

(2) 長期にわたり学習の課程又は夏季及び冬季の休業日等に使用する学習帳その他これに類するもの

第4章 職員の組織及び服務

(部主事)

第11条 学校の各部に、部主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、部主事を置かないことができる。

2 部主事は、校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。

(教務主任)

第12条 学校の各部に、教務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任を置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

(学年主任)

第13条 学校に、学年主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、学年主任を置かないことができる。

2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

(保健主事)

第14条 学校に、保健主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。

2 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項を管理し、当該事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

(生徒指導主事)

第15条 学校の中学部及び高等部に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

(進路指導主事)

第16条 学校の中学部及び高等部に、進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、進路指導主事を置かないことができる。

2 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

(自立活動主任)

第17条 学校に、自立活動主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、自立活動

主任を置かないことができる。

- 2 自立活動主任は、校長の監督を受け、自立活動に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

(教務主任等の発令)

第18条 第12条及び第14条から前条までに規定する教務主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事及び自立活動主任は、学校の教諭（保健主事にあつては、教諭又は養護教諭）の中から校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

- 2 第13条に規定する学年主任は、学校の教諭の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(その他の主任等)

第19条 学校に、この規則に規定するもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、学校の教諭の中から校長が命ずるものとする。

(司書教諭)

第20条 学校に、司書教諭を置く。

- 2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(主任養護教諭)

第21条 学校に、主任養護教諭を置くことができる。

- 2 主任養護教諭は、校長の監督を受け、児童生徒の養護に関する事項を整理する。
- 3 主任養護教諭は、学校の養護教諭の中から校長の内申をまって、教育委員会が命ずるものとする。

(事務職員等)

第22条 学校に事務職員、学校栄養職員及び労務職員その他必要な職員（以下「事務職員等」という。）を置くことができる。

- 2 事務職員等の職名及びその職務は、次のとおりとする。

区分	職名	職務
事務職員	総括事務長	上司の命を受け、事務を総括処理する。
	事務長	上司の命を受け、事務を処理する。
	主査	上司の命を受け、事務を整理する。
	主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。

学校栄養職員	主任専門員	上司の命を受け、専門事項に関する事務を処理する。
	主査	上司の命を受け、事務を整理する。
	主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	技師	上司の命を受け、技術に従事する。
労務職員	用務員	上司の命を受け、学校用務に従事する。

(校務の分掌)

第23条 校長は、校務分掌に関する組織を定め、所属職員に分掌を命じ校務を処理しなければならない。

2 校長が校務分掌に関する組織を定めたときは、教育委員会に報告しなければならない。

(職員会議)

第24条 学校に、校長の職務を補助させるため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が招集し、その運営を管理する。

3 前2項に定めるもののほか、職員会議に関し必要な事項は、校長が定める。

(学校評議員)

第25条 学校に、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

(職員に関する報告)

第26条 校長は、所属職員について死亡その他重要と認める事項が生じたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(研修)

第27条 校長は、所属職員の研修に関する計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

(職免)

第28条 職員（校長を含む。以下同じ。）は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和29年豊橋市条例第3号）第2条の規定に基づき、その職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(旅行)

第29条 職員の旅行は、校長が命ずる。

(休暇)

第30条 職員の年次有給休暇の届出の受理又は年次有給休暇以外の休暇の承認は、校長がこれを行う。

(日直及び宿直)

第31条 日直及び宿直の勤務者は、校長が定める。

2 日直及び宿直に関する細則は、校長が定め教育委員会に報告しなければならない。

(非常変災時の措置)

第32条 校長は、非常変災が発生し、又はそのおそれがあるときは、その状況に応じて人命の安全並びに学校の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の保全を図るため、適切な措置を講じなければならない。

第5章 施設等の管理

(施設等の整備)

第33条 校長は、学校の施設等の管理を総括し、常に現況を明らかにしておくとともに、その整備に努めなければならない。

(管理計画等)

第34条 校長は、毎年度学校の防火及び警備に関する計画、その他学校の施設等の管理に関する計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

(亡失及び毀損の報告等)

第35条 校長は、盗難災害等の事故により学校の施設等の全部又は一部が亡失し、又は毀損した場合は、直ちに教育委員会に報告しその指示を受けなければならない。

(施設等の使用)

第36条 校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、学校の施設等を社会教育その他公共のために使用させることができる。

(施設等の変更)

第37条 校長は、学校の施設等に変更を加える必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会に申し出てその指示を受けなければならない。

第6章 補則

(委任)

第38条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。